

第7章 経営局

第1節 農業経営政策

1 担い手の育成・確保

(1) 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保

我が国農業を安定的に発展させ、国民に対する食料の安定供給を確保していくためには、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第21条に示されたとおり、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を構築することが重要である。

このため、農業の担い手の育成については、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定）に基づき、

- ・法人雇用による就農の拡大、就農しようとする青年の研修及び経営の確立のための支援
- ・経営者らしい農業者を育成するための農業経営者教育に対する支援
- ・経営の法人化、集落営農の組織化・法人化に対する支援
- ・日本政策金融公庫の融資制度、農業法人投資円滑化法に基づく農業法人への出資支援の強化等の担い手に対する金融支援

等を実施した。

また、平成27年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画の中で、「効率的かつ安定的な農業経営になっている経営体」に「それを目指している経営体」も加え、併せて、「担い手」と考え、具体的には、

- ① 効率的かつ安定的な農業経営を目指して経営の改善に取り組む認定農業者
- ② 将来、認定農業者となると見込まれる認定新規就農者
- ③ 将来、法人化して認定農業者となることも見込まれる集落営農

を「担い手」として位置付け、これらの経営体に対して、重点的に経営発展に向けた支援を実施した。

(2) 農業経営基盤強化促進法の運営

ア 農業経営基盤強化促進法の趣旨

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。

以下「基盤強化法」という。）は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、地域において育成すべき多様な農業経営の目標を、関係者の意向を十分踏まえた上で明らかにし、その目標に向けて農業経営を改善する者に対する農用地の利用の集積、経営管理の合理化など、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じるものである。

イ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等の作成

都道府県及び市町村は、それぞれ農業経営基盤の強化のため、基本方針（基盤強化法第5条の規定に基づき都道府県が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針をいう。以下同じ。）及び基本構想（基盤強化法第6条の規定に基づき市町村が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想をいう。以下同じ。）を作成し、農業経営基盤の強化の促進に関する目標、効率的かつ安定的な農業経営の指標、農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標等を定めることとしている。なお、基本構想は、1,665の市町村（特別区を含む。）で策定されている（平成29年3月末時点）。

ウ 農業経営改善計画の認定制度

農業者が作成する農業経営の規模の拡大、生産方式・経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等農業経営の改善を図るための農業経営改善計画を、市町村が基本構想に照らして認定する。

この認定農業者に対しては、経営所得安定対策（畑作物の直接支払交付金、米・畑作物の収入減少影響緩和対策）、日本政策金融公庫による必要な資金の貸付け、農業委員会による農地利用集積の支援、税制上の特例措置等の施策を重点的に実施することとしている。なお、認定農業者数については、242,304（前年同月比3,781（1.5%）の減少）となった（平成29年3月末時点）。

(3) 農業経営の法人化の推進

農業経営の法人化には、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、円滑な経営継承、雇用による就農機会の拡大等のメリットがある。

法人経営体数は、平成12年からの10年間で2倍となり、平成22年には12,511法人となった。こうしたことを踏まえ、平成25年に閣議決定した「日本再興戦略」では、平成35年までの10年間で法人経営体の増加ペースを倍増させ、平成22年の約4倍である5万法人を目指すこととされた。

なお、平成29年2月時点の法人数は21,800法人となっている。(平成29年農業構造動態調査)

(4) 「人・農地プラン」の推進

農業者の高齢化・耕作放棄地の増加等に対して、担い手の育成・確保、担い手への農地集積を進めるため、地域の話合いにより、

- ・今後の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）はどこか
- ・地域の担い手は十分確保されているか
- ・将来の農地利用のあり方
- ・農地中間管理機構の活用方針
- ・近い将来の農地の出し手の状況
- ・地域農業のあり方

等を明らかにした「人・農地プラン」の作成・見直しを推進した。

なお、平成29年3月末において、プランを作成しようとする1,591市町村のうち、1,580市町村（99%）でプランの作成に至った。

2 新規就農者・青年農業者の育成・確保

基幹的農業従事者の平均年齢が67歳（平成28年）と高齢化が進展する中、持続可能な力強い農業を実現するためには、新規就農し定着する農業者を倍増し、40代以下の農業従事者を40万人に拡大することが必要である。

このため、青年新規就農者を増大させるための各種支援を行った。

(1) 新規就農・経営継承総合支援事業

ア 新規就農者確保事業

(7) 青年就農給付金

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間（年間150万円、最長2年間）及び経営が不安定な就農直後（年間最大150万円、最長5年間）の所得を確保する給付金を給付した。

（予算額 11,614百万円）

(4) 農の雇用事業

青年の農業法人へ雇用就農を促進するため、農業法人が新規就業者を雇用して実施する実践的な

研修（年間最大120万円、最長2年間）等に対して支援した。

（予算額 7,150百万円）

イ 新規就農者育成支援事業

(7) 農業経営者育成教育事業

a 高度農業経営者教育機関への支援

地域農業のリーダーとなる農業経営者を育成するため、民間法人等が地域の農業経営者育成の中核となる教育機関と連携して行う、①地域の中核教育機関の学生、新規就農者、農業者等を対象とした高度な経営力養成のための研修、②地域の中核教育機関の講師や農業法人等の指導者を対象とした指導力向上研修、③優れた経営感覚を備えた農業経営のトッププロを育成するための取組等を支援した。

（予算額 107百万円）

b 地域の中核教育機関への支援

農業大学校等地域の農業経営者育成の中核となる教育機関が行う教育改善計画に基づく新たな教育の実施・教育体制の強化・教育施設の整備について支援した。

（予算額 191百万円）

(4) 新規就農意欲喚起・相談等支援事業

a 若者の就農意欲喚起の取組への支援

大学生や高校生等若者の就農意欲を喚起するため、先進的な農業経営を知る機会や先端技術を学ぶ機会等を提供する取組を支援した。

b 就農情報の提供、就業相談の実施

就農希望者と農業法人等のマッチングを図るため、全国新規就農相談センター及び都道府県新規就農相談センターにおける求人情報等の収集・提供、個別就農相談、法人就業相談会の開催等を実施した。

c 短期就業体験の実施

農業知識・経験不足等による就業時のミスマッチを防止し、新規雇用者の定着を促進するため、農業法人等の短期就業体験の実施を支援した。

（予算額 286百万円）

(2) 農業経営塾運営支援事業

優れた経営感覚を備えた担い手の育成のため、地域における農業経営塾の開講の準備を支援した。

（補正額 150百万円）

(3) 認定新規就農者制度

青年新規就農者を増大させるため、就農段階から農業経営の改善・発展段階まで一貫した支援が重要であることから、平成26年度から農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が青年等就農計画を認定する「認定新

規就農者制度」を創設した。

なお、認定新規就農者数については、8,914となった（平成29年3月末時点）。

(4) 青年等就農資金

認定新規就農者制度の創設を踏まえ、平成26年度から認定新規就農者に対し、日本政策金融公庫等が無利子で貸付ける「青年等就農資金」を創設した。平成28年度貸付実績は、1,717件、90.8億円であった。

（予算額 279百万円）

3 経営体育成支援等

地域の中心経営体等が、経営規模の拡大や経営の多角化を図るために必要な農業用機械・施設の整備等を、都道府県・市町村を通じ支援した。

(1) 経営体育成支援事業

ア 融資主体補助型経営体育成支援事業

(ア) 融資主体型補助事業

中心経営体等が融資を受け、農業用機械等を導入する際、融資残の自己負担部分について補助金を交付することにより、主体的な経営展開を補完的に支援した。

(イ) 追加的信用供与補助事業

(ア)に係る融資の円滑化等を図るため、農業信用基金協会への補助金の積増による金融機関への債務保証（経営体の信用保証）の拡大を支援した。

イ 条件不利地域補助型経営体育成支援事業

経営規模の零細な地域等における意欲ある経営体の育成に必要な共同利用機械等の導入を支援した。

ウ 被災農業者向け経営体育成支援事業

(ア) 平成28年熊本地震による農業被害により被災した農業者に対し、農産物の生産・加工に必要な施設・機械の復旧等を緊急的に支援した。

(イ) 平成28年台風第7号、第11号、第9号、第10号及び第16号による農業被害により被災した農業者に対し、農産物の生産に必要な施設・機械の復旧等を緊急的に支援した。

（予算額2,997百万円）

（補正額（ウのみ）15,030百万円）

（予備費等（ウの(ア)のみ）7,915百万円）

(2) 担い手確保・経営強化支援事業

農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約化に取り組む地区の中心経営体である認定農業者等が、融資を受けて、農業経営の経営発展に取り組む場合に必要な機械・施設の導入を支援した。

（補正額 5,286百万円）

(3) 特定地域経営支援対策事業

ア アイヌ農林漁業対策事業

北海道のアイヌ住民の居住地区における農林漁業は他の地区に比べ、経営規模が零細で生産性が低いことから、アイヌ農林漁家の所得及び生活水準の向上を図るため、農林漁業経営の近代化のための施設等の整備を支援した。

（予算額 217百万円）

イ 沖縄農業対策事業

沖縄県における地理的・自然的条件や特有の歴史的・社会的条件の不利による本土農業との格差是正等を図るため、意欲ある多様な経営体の育成に必要な施設等の整備を支援した。

（予算額 666百万円）

(4) 人権問題啓発事業

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」に即して、農林漁業関係団体の人権意識の向上のための啓発活動を推進した。

ア 人権問題啓発推進事業

全国農林漁業団体が、当該職員等を対象に実施する人権問題に関する研修会等の開催などの啓発活動を支援した。

（予算額 4百万円）

イ 「みんなで豊かな農林漁業」人権啓発委託事業

農林漁業団体職員や農地所有適格法人、集落営農組織等を対象に、人権問題に関する研修会等の開催などの啓発活動を実施した。

（予算額 9百万円）

4 女性の能力の積極的な活用

農業就業人口の過半を占める女性は、農業や地域の活性化において重要な役割を果たし、6次産業化の担い手としても大きく期待されていることから、その能力の発揮を一層促進する必要がある。

女性の能力の積極的な活用を進める観点から、以下の施策を講じた。

(1) 企画・立案段階からの女性の参画促進

地域農業に関する方針を企画・立案する段階から女性の参画を促進するため、市町村等の単位で地域農業の目指すべき方向や確保すべき経営体の姿を定める「人・農地プラン」の検討にあたって、女性が概ね3割以上参画することとした。

(2) 地域農業の活性化にチャレンジする女性への支援
経営体向けの補助事業については、女性農業者等の積極的活用が望まれることから、女性経営者のネットワーク等を通じて周知徹底を図るとともに、女性や女性グループが積極的に採択されるよう配慮した。

(3) 輝く女性農業経営者育成事業

次世代リーダーとなり得る先鋭的な女性農業経営者の育成及び農業で新たにチャレンジを行う女性のビジネス発展を支援した。

(予算額 110百万円)

第2節 農 地 制 度

1 農地法の改正等

(1) 農業生産法人制度の見直し

平成28年4月に施行された「農業協同組合等の一部を改正する等の法律」において、法人の6次産業化等を通じた経営発展を促進する観点から、農業生産法人の要件について見直しが行われ、議決権要件及び役員要件の緩和が行われた。また、合わせてこれまで「農業生産法人」とされていた呼称を「農地所有適格法人」へ変更した。

(2) 国家戦略特別区域法における農地法の特例措置

農地所有適格法人以外の法人による農地取得の特例を定めた改正国家戦略特別区域法が平成28年9月に施行され、当該特例の対象地域として兵庫県養父市が政令指定された。当該特例では、地方公共団体を通じて農地の所有権を取得すること、法人が農地を不適正利用した場合には、地方公共団体に農地の所有権を移転すること等の一定の要件を満たす場合に、農地所有適格法人以外の法人による農地の所有権の取得を認めることとされた。平成29年3月までに、この特例を活用して、4社が兵庫県養父市において農地を取得した。

2 担い手への農地集積の状況

農地面積に占める担い手の利用面積の割合は、平成5年の認定農業者制度の創設以降、認定農業者を対象とした施策の効果もあり、平成12年度（平成13年3月末現在）の27.8%から平成22年度（平成23年3月末現在）の48.1%に上昇した後、ここ数年間停滞していた。

担い手への農地集積・集約化を加速化するため、平成26年に農地中間管理機構を各都道府県に整備したところであり、平成28年度（平成29年3月末現在）の農地面積に占める担い手の利用面積の割合は54.0%とな

り、担い手への農地集積が再び動き出した。

3 農地集積対策

(1) 農地中間管理事業

担い手への農地の集積・集約化を進めるため、公的な農地の中間的受け皿となる農地中間管理機構を都道府県段階に整備する「農地中間管理事業の推進に関する法律」が、平成25年の第185回国会（臨時会）において成立し、平成26年3月に施行された。

農地中間管理機構が行う農地中間管理事業は、地域内の分散し錯綜した農地利用を整理し、担い手ごとに農地を集約化する必要がある場合に、農地中間管理機構が出し手から借り受けた農地をまとめて担い手に貸し付けるほか、必要な場合には農地中間管理機構が農地の大区画化等の条件整備を行い、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸し付ける事業。

また、農地中間管理機構は、農業経営基盤強化促進法に基づき、特例事業として農地の売買を行うことができる。

平成28年度の農地中間管理機構の実績は、借入面積が4万2千ha、転貸面積が4万3千haとなった。

(2) 農地利用集積円滑化事業

農地利用集積円滑化事業は、農地利用集積円滑化団体が、農地の所有者から委任を受けて、その者を代理して農地の貸付け等を行うこと等を内容とする事業であり、次の事業からなる。

ア 農地所有者代理事業

農地利用集積円滑化団体が行う農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して農用地等について売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託を行う事業（当該委任に係る農用地等の保全のための管理を行う事業を含む）。

イ 農地売買等事業

農地利用集積円滑化団体が農用地等を買入れ、又は借り受けて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業。

ウ 研修等事業

農地売買等事業により買入れ、又は借り受けた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業。

(3) 機構集積協力金

農地中間管理機構に対し、地域における話合いに基づき機構にまとまった農地を貸し付けた地域や、農地

を貸付けて担い手への農地集積・集約化に協力する農地の出し手に対し、協力金を交付。

(予算額 4,600百万円)

(4) 農地法に基づく遊休農地に関する措置

改正農地法に基づき、農業委員会は農地の利用状況調査、利用意向調査等を実施している。平成28年の遊休農地面積は、104,155ha(対前年比77.2%)となった。

4 耕作目的の農地の権利移動の状況

(1) 耕作目的の農地の権利移動の状況

ア 総権利移動の動向

平成27年の耕作目的の農地の総権利移動(農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づく権利移動の合計)は、全体で51万1,597件(対前年比118.9%)、29万9,765ha(同118.0%)となった。

イ 所有権耕作地有償所有権移転

所有権耕作地有償所有権移転(農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づくものの合計)は、平成27年は件数で4万8,130件(対前年比101.0%)、面積で3万2,105ha(同114.6%)となった。

ウ 農地法に基づく賃借権の設定等

(7) 賃借権の設定

賃借権の設定は、平成27年は6,881件(対前年比105.8%)、7,307ha(同101.3%)となった。

(イ) 使用貸借による権利の設定

使用貸借による権利の設定は、平成27年は7,767件(対前年比98.4%)、2万6,168ha(同109.5%)となった。

エ 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定

利用権の設定(農業経営基盤強化促進法に基づく賃借権の設定、使用貸借による権利の設定及び農業経営の委託による権利の設定の合計)は、平成27年は42万8,659件(対前年比122.6%)、22万1,902ha(同121.4%)となった。

(2) 賃貸借の解約、利用権の終了の状況

ア 農地法に基づく賃貸借の解約等(転用目的の解約等を含む。)

農地法に基づく賃貸借の解約と農業経営基盤強化促進法に基づく利用権(賃借権)の中途解約の合計は、平成27年は9万0,039件(対前年比145.5%)、5万3,452ha(同143.5%)となった。

イ 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の終了

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権のうち、平成27年中に利用権が終了したものは18万9,775件(前年比107.2%)、7万6,843ha(同103.4%)で

あった。

ウ 利用権の再設定

利用権(賃借権)が終了したもの(再設定の有無不明は除く。)のうち、平成27年中に利用権を再設定したものは件数で66.1%(面積73.8%)となった。また、再設定予定のもの(平成27年中には再設定しなかったが、平成28年初めに再設定されたもの及び近く再設定する予定のもの)は、件数で10.1%(面積8.2%)となった。

第3節 農業委員会制度

1 制度の概要

農業委員会は、農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申などを中心に農地に関する事務を執行する行政委員会として、市町村に設置されている。農業委員会数は、平成28年10月1日現在1,706委員会となっている。

平成28年4月に施行された「農業協同組合等の一部を改正する等の法律」では、農業委員会法の見直しが行われ、農地等の利用の最適化の推進(担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)が農業委員会の必須業務に位置づけられた。

また、地域での農地等の利用の最適化を図る活動を積極的に行うため、主に合議体としての意思決定を行う農業委員会の委員とは別に、地域の農業者等の話し合いを進め、担い手への農地利用の集積・集約化を図るための調整等の現場活動を行う農地利用最適化推進委員が新設された。

さらに、農業委員会のサポート業務を行うため、指定法人として(都道府県・国が指定)農業委員会ネットワーク機構が法律に位置付けられた。

2 農業委員会等に対する国庫補助

農業委員会、都道府県農業委員会ネットワーク機構及び全国農業委員会ネットワーク機構に係る国庫補助としては、以下のとおりである。

(1) 農業委員会に係る国庫補助

ア 農業委員及び農地利用最適化推進委員の基礎的な手当等の経費

(予算額 4,718百万円)

イ 農地利用の最適化のための農業委員及び農地利用最適化推進委員の積極的な活動に要する経費

(予算額 1,961百万円)

ウ 遊休農地の所有者の利用意向調査、農地台帳の情報更新・システム維持管理、農業委員及び農地利用最適化推進委員の資質向上に向けた研修等に要する経費

(予算額 2,225百万円の内数)

(2) 都道府県農業委員会ネットワーク機構に係る国庫補助

ア 都道府県農業委員会ネットワーク機構が行う農地法に規定された業務に要する経費

(予算額 514百万円)

イ 農業委員及び農地利用最適化推進委員の資質向上に向けた研修等に要する経費

(予算額 2,225百万円の内数)

(3) 全国農業委員会ネットワーク機構に係る国庫補助
都道府県農業委員会ネットワーク機構への研修等に要する経費

(予算額 2,225百万円の内数)

第4節 農業金融等

1 組合金融の動き

政府においては、『日本再興戦略』改訂2014及び「規制改革実施計画」が平成26年6月24日に閣議決定され、農協の在り方等に関して、農業委員会、農業生産法人と一体的に見直しを断行することとされた。加えて、農林水産業・地域の活力創造本部が同日に改定した「地域の活力創造プラン」にも、農協・農業委員会等に関する改革の推進が農業の成長産業化に向けた大きな柱として盛り込まれた。

これらを受けて、政府・与党において、農業協同組合法改正に向けた議論が行われ、平成27年2月13日、農林水産業・地域の活力創造本部において、「農協改革の法制度の骨格」が決定され、政府は第189回国会（常会）において「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案」を提出した（平成27年9月4日公布）。同法により改正された農協法には、農協が事業を行うに当たっては、農業所得の増大に最大限配慮をしなければならないことなどが定められ、平成28年4月1日に施行された。

以上のような情勢の下、平成28年度の系統信用事業は、次のような動向となった。

(1) 農協の動き

ア 貯金

平成28年度末の貯金残高は98兆4,244億円となり、前年度末に比べ2兆5,057億円（2.6%）増加した。

イ 借入金

平成28年度末の借入金残高は2,960億円（このほか日本政策金融公庫（農林水産事業）から転貸用借入金1,616億円）となり、前年度末に比べ718億円（32.0%）増加した。

ウ 貸出金

平成28年度末の貸出金残高は20兆4,726億円（このほか日本政策金融公庫（農林水産事業）資金による貸出1,678億円、金融機関向け貸出1兆432億円）となり、前年度末に比べ2,572億円（1.2%）減少したため、貯貸率は21.6%から20.8%に減少した。

また、貸出金残高の短期、長期別の年度間増減をみると、前年度末に比べ短期貸出が771億円（8.5%）の減少、長期貸出が4,922億円（2.3%）の減少となった。

なお、長期貸出比率は96.2%で、前年度末に比べ0.2ポイント増加した。

エ 余裕金

農協の余裕金（現金を除く。）は、主として信農連への預け金および有価証券等で運用されており、その平成28年度末残高は77兆7,086億円で、前年度末に比べ3兆990億円（4.2%）増加した。

その運用内訳をみると、預け金が73兆6,284億円で前年度末に比べ3兆1,819億円（4.5%）増加し、余裕金の94.7%を占めた。このうち系統への預け金が73兆4,097億円で、余裕金全体の94.5%を占めており、前年度末より0.4ポイント増加した。

また、平成28年度末における有価証券保有残高は4兆645億円と前年度末に比べ878億円（2.1%）減少し、余裕金全体に占める割合も5.6%から5.2%に減少した。

(2) 信農連の動き

ア 貯金

平成28年度末の貯金残高は63兆4,503億円となり、

イ 借入金

平成28年度末の借入金残高は1兆2,489億円となり、前年度末に比べ2,259億円（22.1%）増加した。

ウ 貸出金

平成28年度末の貸出金残高は5兆2,646億円（金融機関向け貸出を除く）となり、前年度末に比べ1,174億円（2.3%）増加した。

この結果、年度末残高の貯貸率は、8.4%から8.3%に減少した。

エ 余裕金

信農連の余裕金（現金を除く。）は、主として農林中金への預け金及び有価証券等で運用されており、その平成28年度末残高は60兆7,266億円で、前年度末に比べ2兆3,161億円（4.0%）増加した。

その運用内訳をみると、預け金が41兆2,596億円で余裕金の67.9%を占め、前年度に比べ1兆9,746億円（5.0%）増加した。このうち系統への預け金は41兆2,032億円で余裕金全体の67.9%を占めており、前年度末に比べ1兆9,811億円（5.2%）増加した。また、平成28年度末における有価証券保有残高は18兆6,298億円と前年度末に比べ1,425億円（0.8%）増加し、余裕金全体に占める割合は31.7%から30.7%に減少した。

(3) 農林中央金庫の動き

ア 預金

平成28年度末の預金残高は61兆9,042億円となり、前年度末に比べ3兆656億円（5.2%）増加した。

この預金を預かり先別に見ると、会員の残高が56兆6,088億円で、3兆704億円（5.7%）の増加、また、会員以外の残高は5兆2,954億円で、47億円（0.09%）の減少となった。

なお、預金残高総額に占める会員団体の業態別の割合は、農協系統が88.2%と大部分を占めており、水産系統3.1%、森林系統0.01%となった。

イ 農林債券

平成28年度末の農林債券の発行残高は2兆4,238億円となり、前年度末に比べ7,092億円（22.6%）減少した。

ウ 貸出金

(ア) 会員貸出

平成28年度末の会員貸出金残高は9,229億円となり、前年度末に比べ5,122億円（124.7%）増加した。

これを団体別に見ると、農協系統は8,834億円で5,080億円（135.3%）の増加、水産系統が280

表 1 農協信用事業主主要勘定

(単位：億円、%)

	貯金(A)	借入金 〔日本公庫 転貸資金 を除く〕	貸出金(B) 〔日本公庫 資金、金 融機関貸 出を除く〕	預 け 金	うち系統 預 け 金	有価証券	貯貸率 (B)/(A)
27年3月末	936,872	2,382	210,922	677,580	675,265	42,299	22.5
28年3月末	959,187	2,242	207,298	704,465	702,061	41,523	21.6
29年3月末	984,244	2,960	204,726	736,284	734,097	40,645	20.8

表 2 信農連主要勘定表

(単位：億円、%)

	貯金(A)	借入金	貸出金(B) 〔金融機関 貸出を除く〕	金融機関 貸 出	預 け 金	うち系統 預 け 金	有価証券	貯貸率 (B)/(A)
27年3月末	590,610	8,822	52,083	16,146	365,817	365,239	189,183	8.8
28年3月末	609,562	10,230	51,472	16,247	392,850	392,221	184,873	8.4
29年3月末	634,503	12,489	52,646	17,366	412,596	412,032	186,298	8.3

表 3 農林中央金庫主要勘定

(単位：億円)

	預 金	発行債券	会 員 貸 出	会員以外の 貸 出	有価証券
27年3月末	534,861	35,643	2,538	196,819	597,385
28年3月末	588,385	31,330	4,107	175,051	583,297
29年3月末	619,042	24,238	9,229	110,256	621,082

資料：農林中央金庫ディスクロージャー誌単体の数値であり、単位未満は切り捨て。

億円で38億円（15.7%）の増加、森林系統が102億円で6億円（5.5%）の減少となった。

(イ) 会員以外の貸出

平成28年度末の会員以外の貸出金残高は11兆256億円となり、前年度末より6兆4,795億円（37.0%）減少した。このうち、関連産業法人向けの貸出金残高は4兆363億円で、前年度末に比べ2,848億円（7.5%）の増加となった。他方、関連産業法人向け以外（農林水産業者、公共法人、金融機関等）の貸出金残高は6兆9,891億円で、前年度末に比べ6兆7,643億円（49.1%）減少した。

エ 貸出金以外の資金運用については、有価証券や預け金等により運用されているが、このうち平成28年度末の有価証券保有残高は62兆1,082億円で、前年度末に比べ3兆7,785億円（6.4%）増加した。

(4) 農水産業協同組合貯金保険機構

農水産業協同組合貯金保険（貯金保険）機構は、貯金保険制度の運営主体として貯金保険法に基づき、昭和48年9月に設立された認可法人である。

貯金保険制度は、信用事業を行っている組合（農協、漁協等）に万一経営破綻が生じた場合、その貯金者に対し、貯金保険機構が保険金の支払い及び貯金等債権の買取り、資金援助等の措置により、貯金者の保護と信用秩序の維持に資することを目的としている。

貯金保険機構が、保険金の支払い等に必要資金と前年度末に比べ2兆4,941億円（4.1%）増加した。して積み立てている責任準備金は、平成28事業年度末において3,979億37百万円となっている。なお、平成17年4月以降のペイオフ全面解禁後は、組合の経営破綻は生じていない。

2 株式会社日本政策金融公庫の貸付計画等

(1) 貸付計画及び資金計画

平成28年度における貸付計画額は、資金需要の実勢及び東日本大震災の復旧・復興を勘案の上、前年度の4,000億円から600億円増額の4,600億円（補正予算後）とした。資金の区分別の内訳は表4のとおりである。

平成28年度の資金交付計画の総額は、前年度の3,800億円から600億円増額の4,400億円（補正予算後）とした。この原資として、一般会計からの出資金23億円、東日本大震災復興特別会計からの出資金35億円、借入金2,740億円（財政融資資金）、農林漁業信用基金からの寄託金17億円及び自己資金等1,586億円（うち財投機関債200億円）を充当することとした。また、日本政策金融公庫農林水産業者向け業務の貸付けにより

生じる政策コストについて、一般会計からの補給金174億20百万円（27年度175億3百万円）、東日本大震災復興特別会計からの補給金27百万円（27年度34百万円）の繰入れを予定した。

なお、平成28年度末時点の日本政策金融公庫農林水産業者向け業務に対する政府出資金は3,950億円となっている。

表4 日本政策金融公庫貸付計画

（単位：百万円）

区 分	28年度	27年度	比較増△減
経営構造改善	325,470	241,780	83,690
基 盤 整 備	37,364	38,634	△1,270
一 般 施 設	55,406	63,126	△7,720
経営維持安定	36,760	51,460	△14,700
災 害	5,000	5,000	0
合 計	460,000	400,000	60,000

注：補正予算後の計数。

(2) 制度改正

平成28年度における融資制度の主な改正点は、次のとおりである。

ア 農業基盤整備資金について、貸付金の使途に、畜産業の生産基盤の整備に必要な事業（預託事業のための生産家畜の購入に必要な資金）を追加した。

イ 青年等就農資金について、青年等就農計画における農業所得の目標が地域の認定新規農業者の平均以上である場合（農業の技術及び経営方法を習得したことが認められる者に限る。）に適用される貸付限度額の特例措置を講じた。

ウ 子牛価格高騰への対策として、農林漁業セーフティネット資金について、貸付限度額の特例措置を講じ、実質無担保・無保証人融資制度を構築した。

エ 熊本地震による被災農林漁業者の経営再建等を図るため、以下の特例措置を講じた。

(ア) 経営再建等を図るために必要な資金（対象資金は、農林漁業セーフティネット資金、農林漁業施設資金、農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金、農業基盤整備資金）について、実質無担保・無保証人融資制度を構築した。

(イ) 農林漁業セーフティネット資金及び農林漁業施設資金について、貸付限度額の特例措置を講じた。

3 株式会社日本政策金融公庫資金

(1) 貸付状況

平成28年度の貸付額は表5のとおり4,594億円で、貸付計画額4,600億円に対し、99%の執行率となった。

ア 経営構造改善関係資金

平成28年度の経営構造改善関係資金の主な貸付額をみると、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）は2,480億円、青年等就農資金は91億円、経営体育成強化資金は51億円、農業改良資金は7億円、漁業経営改善支援資金は182億円、中山間地域活性化資金は136億円となった。これらの結果、全体としては、2,951億円となった。

イ 基盤整備関係資金

平成28年度の基盤整備関係資金の貸付額をみると、農業基盤整備資金は139億円、担い手育成農地集積資金は104億円、林業基盤整備資金は63億円、森林整備活性化資金は3億円、漁業基盤整備資金は4億円となった。これらの結果、全体としては、312億円となった。

ウ 一般施設関係資金

平成28年度の一般施設関係資金の主な貸付額をみると、農林漁業施設資金は479億円、特定農産加工資金は304億円、食品流通改善資金は245億円となった。これらの結果、全体としては、1,183億円となった。

エ 経営維持安定関係資金

平成28年度の経営維持安定関係資金の貸付額をみると、農林漁業セーフティネット資金は140億円、漁業経営安定資金は実績がなかったため、全体としては、140億円となった。

オ 災害関係資金

平成28年度の災害関係資金の貸付額は、全体として8億円となった。

(2) 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の金利負担軽減措置等

人・農地プランの中心経営体等として位置付けられた認定農業者が借り入れた農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）について、金利負担軽減措置を講じた。

また、平成27年度に引き続き、平成28年度補正予算において、「総合的なTPP関連政策大綱（平成27年11月25日TPP総合対策本部決定）に即し、新たに攻めの経営展開に取り組む人・農地プランの中心経営体等として位置づけられた認定農業者が借り入れる農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）について、金利負担軽減措置を講じた。併せて、十分な担保提供ができない場合に融資が円滑に受けられるよう、実質無担保・

無保証人で貸し付ける措置を講じた。

表5 日本政策金融公庫資金貸付額

		(単位：百万円)	
区分	28年度	27年度	
経営構造改善	295,057	253,085	
農業経営基盤強化	247,981	209,220	
青年等就農	9,082	8,812	
経営体育成強化	5,066	2,181	
農業改良	726	1,556	
林業構造改善事業推進	-	-	
林業経営育成	332	57	
漁業経営改善支援	18,243	14,541	
中山間地域活性化	13,626	16,719	
振興山村・過疎地域経営改善	-	-	
基盤整備	31,163	20,537	
農業基盤整備	13,874	7,100	
担い手育成農地集積	10,369	5,899	
林業基盤整備	6,275	7,128	
森林整備活性化	256	277	
漁業基盤整備	389	133	
一般施設	118,334	92,391	
農林漁業施設	47,897	35,134	
畜産経営環境調和推進	715	35	
特定農産加工	30,439	20,170	
食品産業品質管理高度化促進	6,421	1,431	
漁船	1,380	4,227	
水産加工	6,863	8,039	
食品流通改善	24,519	22,915	
食品安定供給施設整備	-	200	
塩業、新規用途、乳業	100	240	
経営維持安定	14,025	8,934	
漁業経営安定	-	107	
農林漁業セーフティネット	14,025	8,827	
災害	794	1,088	
計	459,375	376,035	

注：単位未満四捨五入につき合計と内訳が一致しないことがある。

4 農業近代化資金

農業近代化資金は、昭和36年に創設され、農業者等の農業経営の近代化に資することを目的に、長期かつ低利な施設資金等の円滑な供給に努めてきたところであるが、三位一体改革により、平成17年度に都道府県に対する国の助成を廃止するとともに税源移譲し、現

は、国枠を除き都道府県の自主的な判断の下で事業を実施している。

(1) 融資状況

平成28年度の融資実績は479億円で、融資件数は5,427件となった。

表6 農業近代化資金利子補給承認状況

	(単位：件、百万円)			
	28年度		27年度	
	件数	金額	件数	金額
個人施設	5,328	43,825	4,834	37,748
うち認定農業者向け	4,777	35,544	4,476	31,873
うちその他担い手向け	551	8,281	358	5,875
共同利用施設	99	4,118	100	3,644
合計	5,427	47,942	4,934	41,392

注：単位未満四捨五入のため合計と一致しない場合がある。

(2) 融資残高

平成28年12月末の融資残高は1,512億円（うち国枠4億円）となった。

(3) 農業近代化資金（国枠）の予算及び決算

平成28年度における農業近代化資金利子補給金の当初予算額は349万円であり、決算額は98万6千円となった。

表7 農業近代化資金の予算額及び決算額

	(単位：千円)			
	28年度		27年度	
	予算額	決算額	予算額	決算額
農業近代化資金利子補給金	(3,490)		(4,996)	
	1,552	986	4,996	1,343

注：() 内は当初予算である。

5 農業経営改善促進資金

農業経営改善促進資金は、認定農業者及び六次産業化法認定者（農業者）に対して、それぞれの計画に即して規模拡大その他の経営改善を図るのに必要な短期運転資金を、都道府県農業信用基金協会と民間金融機関との協調融資方式により融通している。

(1) 融資状況及び融資残高

平成28年度末の極度契約額は295億円で、平成28年度末の融資残高は159億円となった。

表8 農業経営改善促進資金極度契約額

	(単位：件、百万円)			
	28年度		27年度	
	件数	金額	件数	金額
認定農業者	2,359	29,512	2,199	28,225

(2) 農業経営改善促進資金の予算及び決算

平成28年度における農業経営改善利子補給金等交付事業費の予算額は3,471万円であり、決算額は2,236万7千円となった。

表9 農業経営改善促進資金の予算額及び決算額

	(単位：千円)			
	28年度		27年度	
	予算額	決算額	予算額	決算額
農業経営改善利子補給金等交付事業費	34,710	22,367	39,325	26,984

6 農業信用保証保険

農業信用保証保険制度は、農業近代化資金その他農業経営に必要な資金の融通を円滑にするため、農業協同組合その他の融資を行う機関の農業者等に対する貸付けについてその債務を保証することを主たる業務とする農業信用基金協会の制度及びその保証等につき（独）農林漁業信用基金が行う農業信用保証の制度を確立し、もって農業の生産性の向上を図り、農業経営の改善に資することを目的とする制度である。

(1) 農業信用基金協会の業務概況

平成28年度末の債務保証残高は6兆5,112億円（農業近代化資金1,394億円、農業改良資金38億円、就農支援資金168億円、一般資金等6兆3,688億円）で、前年度末の6兆5,288億円に対し176億円の減少となった。

また、平成28年度中に基金協会が代位弁済を行った金額は89億円で、前年度の89億円に対しほぼ横ばいとなった。

この結果、平成28年度末の求償権残高は653億円となった。

(2) (独) 農林漁業信用基金の業務概況（農業関係）

平成28年度末の保険価額残高は、保証保険2兆7,845億円で、前年度末の保証保険2兆9,066億円に対し1,222億円の減少、融資保険は50億円で、前年度の114億円に対し64億円の減少となった。各基金協会に貸し付けた融資資金の残高は、長期資金368億円となった。

また、平成28年度において基金協会等に支払った保険金の額は54億円で、前年度の37億円に対し17億円減少した。

(3) 農業信用保証保険関係の予算と決算

平成28年度においては、負債整理資金の農業信用保証引受に係る財務基盤を強化するための予算として（独）農林漁業信用基金に664万9千円を交付した。

また、平成28年熊本地震をはじめとした重大な気象災害により被害を受けた農業者の経営の早急な立ち直

りを支援するため、被災農業者が必要とする農業近代化資金の借入について、債務保証に係る保証料を免除する等のための予算として（独）農林漁業信用基金に298万9千円、基金協会に135万3千円を交付した。

そのほか、東日本大震災復旧・復興のための予算として基金協会に2,543万8千円を交付した。

表10 農業信用保証保険関係の予算額及び決算額

	28年度		(単位：千円) 27年度	
	予算額	決算額	予算額	決算額
農業経営金融支援対策費補助金				
農業経営復旧・復興対策				
特別保証事業費	36,301	25,438	38,815	25,910
農業信用保証保険基盤強化事業補助金（含む流用）	7,660	1,353	3,700	0
農業信用保証事業交付金				
農業信用保証保険基盤強化事業交付金	276,289	9,638	276,289	0

第5節 農林漁業関係の税制

1 平成28年度税制改正の経緯

平成28年度の税制改正事項に関しては、与党において平成27年12月16日に税制改正大綱が取りまとめられ、平成27年12月24日に「平成28年度税制改正の大綱」が閣議決定された。その後、2月5日に「所得税法等の一部を改正する法律案」等が国会に提出され、3月29日に成立した。

2 税制改正事項

(1) 農業の構造改革の推進

ア 農地中間管理機構への貸付けなど農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための農地の保有に係る課税の強化・軽減措置を創設した。（固定資産税）

(7) 農地法に基づく農業委員会による農地中間管理機構の農地中間管理権の取得に関する協議の勧告を受けた遊休農地について、固定資産税における農地の評価において農地売買の特殊性を考慮し正常売買価格に乗じられている割合（平成27年度の評価替えにおいて0.55）を乗じないこととする等の評価方法の変更を平成29年度から実施するため、所要の措置を講じた（農地保有に係る課税の強化）

(4) 所有する全ての農地（10a未満の自作地を除く。）に農地中間管理事業のための賃借権等を新たに設定し、かつ、当該賃借権等の設定期間が10年以上

である農地に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を最初の3年間価格の1/2（賃借権等の設定期間が15年以上である農地については最初の5年間価格の1/2）とする措置を2年間に限り講じた（農地保有に係る課税の軽減）

イ 農地の贈与税納税猶予制度について、新規適用者を認定農業者等に限定した上で、農地中間管理機構に貸付けを行った場合には、受贈者の納税猶予の適応期間要件（10年以上（貸付け時において65歳未満の場合には、20年以上））にかかわらず納税猶予が打ち切られないこととした。（贈与税、不動産取得税）

ウ 農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権移転登記の税率の軽減措置（2%→1%）の適用期間を2年延長した。（登録免許税）

(2) 農林水産関連産業の振興等

ア 農協改革等に併い以下の措置等を行った。（複数税目）

(7) 農協法の改正により措置された組合分割に係る所要の措置を講じた。

(1) 再編強化法の改正に伴う特定承継会社等に係る所要の措置を講じた。

(9) 農地法の改正に伴う農業生産法人の要件見直し等に伴う所要の措置を講じた。

イ 農業協同組合等の合併に係る課税の特例措置（適格合併の要件緩和）について、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会（信連）との合併を対象から除外した上、適用期間を3年延長した。（法人税）

ウ 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る特例措置（資産割の1/4控除）の適用期間を2年延長した。（事業所税）

エ 産業競争力強化法に基づく事業再編等に係る登録免許税の軽減措置（会社設立・資本金増加時0.7%→0.35%等）の適用期間を2年延長した。（登録免許税）【経産省等4省共管】

オ 公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る特例措置（課税標準の2/3控除）の適用期間を2年延長した。〔汚水・廃液処理施設（食品製造工場・畜産事業場の排水）〕（固定資産税）【経産省等4省共管】

(3) 農山漁村の活性化

ア 農村地域工業等導入促進法に基づく工業等導入地区内の農地等を工場用地等として譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（800万円）の要件を緩和した。

（農村地域に係る人口規模要件の緩和）（所得税）

イ バイオ燃料製造事業者が取得したバイオ燃料製造設備に係る特例措置（3年間、課税標準の1/2控除）の適用期間を2年延長した。（固定資産税）

ウ 再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置（課税標準の1/3控除）を拡充（3年間、課税標準の1/3控除→2/3控除等）の上、適用期限を2年延長した。

（固定資産税）【経産省等3省共管】

エ エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却（30%）又は税額の特別控除（7%）（グリーン投資減税）の対象設備に木質バイオマス発電設備等を追加する等の見直しを行った上、適用期限を2年延長した。（所得税・法人税）【経産省等5省共管】

（4）森林・林業施策の推進

ア 森林組合等の合併に係る課税の特例措置（適格合併の要件緩和）について、適用期限を3年延長した。

（法人税）（再掲）

イ エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却（30%）又は税額の特別控除（7%）（グリーン投資減税）の対象設備に木質バイオマス発電設備等を追加する等の見直しを行った上、適用期限を2年延長した。（所得税・法人税）（再掲）【経産省等5省共管】

（5）水産施策の推進

ア 漁船保険団体の組織統合一元化に伴い、税制上の所要の措置を講じた。（複数税目）

イ 漁業協同組合等の合併に係る課税の特例措置（適格合併の要件緩和）について、適用期限を3年延長した。（法人税）（再掲）

ウ 東日本大震災の被災地における防災集団移転促進事業の移転元地の利活用を促進するための土地交換に係る免税措置を創設した。（漁業集落防災機能強化事業）（登録免許税）【復興庁等3省庁共管】

エ 東日本大震災の被災地での代替資産等（漁船）に係る特例措置の適用期限を3年延長した。（所得税・法人税、固定資産税）【復興庁等4省庁共管】

（6）その他

独立行政法人の組織の見直しに伴い、税制上の所要の措置を講じた。（農業・食品産業技術総合研究機構等4法人の統合、水産大学校等2法人の統合）（不動産取得税、固定資産税等）

（7）税制改正見直し事項（廃止・縮減）

ア 特定農産加工品生産設備の特別償却（取得価格の30%）を廃止した。（所得税・法人税）

イ 農業協同組合等が取得する農林漁業者の共同利用機械等に係る課税標準の特例措置（3年間、課税標準の1/2控除）について、一定の資金の貸付けを受けて取得した共同利用機械等を対象から除外した。

（固定資産税）

第6節 農業者年金制度

農業者年金制度は、農業者の老後生活の安定を通じて、農業経営の近代化、農地保有の合理化を推進するという政策目的を達成するために昭和46年に創設された。

その後、高齢化の進展等により、加入者1人で受給者約3人を支える状況等になったことから、少子高齢化などに対応できる安定した制度に再構築することとし、平成14年1月に制度改正を行った。これに伴い、農業者年金事業の実施主体は特殊法人農業者年金基金から独立行政法人農業者年金基金へ移行した（平成15年10月1日）。

1 制度の概要

（1）政策目的

政策目的については、農業者の老後生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資すること。

（2）加入要件

加入要件については、国民年金の第1号被保険者で年間60日以上農業に従事する60歳未満の者。

（3）財政方式

財政方式については、将来受け取る年金財源を加入者自らが積み立てる、加入者数や受給者数に左右されず長期的に安定した積立方式。

（4）政策支援

認定農業者で青色申告の者等に対し、保険料の政策支援を行っている。

ア 政策支援対象者については、

(ア) 60歳までに20年以上加入することが見込まれる者のうち、次の者

- a 認定農業者又は認定就農者で青色申告者。
- b aの者と経営方針や役割分担等について取り決めた家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者・後継者。
- c 認定農業者か青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者。
- d 35歳未満の後継者で35歳まで（25歳未満の者は10年以内）に認定農業者で青色申告者となることを約束した者とする。

イ 政策支援割合は、対象者の状況に応じて2/10、3/10及び5/10の支援を行う。

ウ 国庫助成は、35歳未満であれば、要件を満たしている全ての期間、35歳以上では10年間を限度として、

通算して20年間受けることができる。

2 被保険者等の状況（平成28年度末）

- ア 加入者数（累計） 117,515人
- イ 被保険者数 47,615人
- ウ 平成28年度新規加入者 3,193人

第7節 農業協同組合等

1 農業協同組合及び同連合会

(1) 農協システムの現状

政府においては、『日本再興戦略』改訂2014』及び「規制改革実施計画」が平成26年6月24日に閣議決定され、農協の在り方等に関して、農業委員会、農業生産法人と一体的に見直しを断行することとされた。加えて、農林水産業・地域の活力創造本部が同日に改定した「地域の活力創造プラン」にも、農協・農業委員会等に関する改革の推進が農業の成長産業化に向けた大きな柱として盛り込まれた。

これらを受けて、政府・与党において、農業協同組合法改正の法案化に向けた議論が行われ、平成27年2月13日、農林水産業・地域の活力創造本部において、「農協改革の法制度の骨格」が決定され、政府は第189回国会（常会）において「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案」を提出した（平成27年9月4日公布）。同法により改正された農協法には、農協が事業を行うに当たっては、農業所得の増大に最大限配慮をしなければならないことなどが定められ、平成28年4月1日に施行することとされた。

以上のような状況の下、農協システムの現状を概観すると、平成29年3月31日現在における農業協同組合の数は総合農協679、連合会が187で平成28年度中に総合農協が12減少している。平成28年度における総合農協の合併実績は3件であり参加農協数は22農協であった。

27事業年度末現在における総合農協の正組合員の数は、443万人（団体を除く。）で前事業年度末に比較し約6万2千人減少し、准組合員の数は593万人（団体を除く。）で前事業年度末に比較し約16万人増加している。

(2) 農協システムの財務の概況

27事業年度末現在における総合農協の財務状況は資金調達額（負債・純資産の計）105兆9,720億円で、前年度比2.3%増加した。これら調達資金の91.6%は信用事業負債である。

資金の運用については、全体の92.2%である97兆7,035億円が信用事業資産（預金、貸出金、有価証券等）であり、前年度比2.4%増加している。固定資産は前年度比0.3%減少し2兆8,719億円、外部出資は前年度比0.2%減少し3兆6,654億円である。

純資産については、6兆8,343億円で、前年度比2.9%増加した。

(3) 農協系統の行う各事業の概況

ア 営農指導事業

農協は、組合員の農業所得の向上を図るため、作物別の技術指導、農業経営の指導等を行う営農指導事業を実施している。

27事業年度末における1組合平均の営農指導員数は20.3人である。また、営農指導員のうち耕種、野菜等の作物別指導に従事するものが多く、農家の経営指導に従事するものは全体の12.0%となっている。

イ 信用事業

農協における28年度末の貯金残高（譲渡性貯金を含む。）は98兆4,244億円、貸出金残高は20兆4,726億円（日本公庫資金及び金融機関貸出を除く。）、有価証券残高は4兆645億円となっている。

ウ 経済事業

27事業年度における総合農協の販売事業の取扱高は、4兆5,349億円となっており、そのうち主要なものは畜産1兆3,223億円（29.2%）、米7,914億円（17.5%）、野菜1兆3,684億円（30.2%）、果実4,128億円（9.2%）である。

また、購買事業の取扱高は2兆6,079億円となっており、そのうち主要なものは飼料3,464億円（13.3%）、肥料3,014億円（11.6%）、農薬2,281億円（8.7%）、農業機械2,347億円（9.0%）、燃料2,950億円（11.3%）、食料品2,118億円（8.1%）、家庭燃料2,008億円（7.7%）である。

エ 共済事業

平成27年度末の共済事業における長期共済保有契約高（保障ベース）は、273兆6,824億円（前年度末281兆1,919億円）、短期共済契約高（掛金ベース）は、5,078億円（前年度末5,107億円）となっている。

一方、共済金支払額は、長期・短期を含めた総額で、事故共済金9,121億円、満期共済金2兆5,111億円、合計3兆4,233億円となった。

オ 医療事業

農協系統組織の医療事業は主として都道府県（郡）厚生農業協同組合連合会が医療施設を開設して行っており、平成28年度末現在では32都道府県で33連合会が設置されている。

同連合会の開設している医療施設数は108病院、65

診療所であり、医療上の公的医療機関の指定を受け農協の健康管理活動の補完を行うとともに、農村地域の医療機関として農家組合員及び地域住民に対し、医療の提供を行っている。

カ 農業経営の実績

農協は、農地の引受手が不足し、又は不足すると見込まれる地域において、農業経営を実施しており、平成27年度末時点で、農業経営を実施している農協数は46となっている。

2 農業協同組合中央会

農業協同組合中央会は、農業協同組合及び同連合会の健全な発達を図るため①組合の組織、事業及び経営の指導、②組合の監査、③組合に関する調査・研究等を実施している。

平成28年度の財務規模（一般会計予算）は、全国農業協同組合中央会にあっては67億3,031万円、都道府県農業協同組合中央会にあっては465億9,512万円となっている。

3 農事組合法人

農事組合法人は昭和37年の農協法改正により、農業生産の協業化を図ることを目的とする農民の協同組織として制度化されたものであり、平成28年度末においては9,649法人（前年度同期9,884法人）となっている。

このうち、農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を行ういわゆる1号法人の数は1,233、農業の経営を行ういわゆる2号法人の数は1,092、1号及び2号の事業を併せ行う法人の数は7,324となっている。

また、作目別に見ると単一作目が6,226法人で圧倒的に多く、複合作目は3,423法人である。単一作目では、普通作（稲等）2,779法人、畜産（酪農、肉用牛、養豚、養鶏等）1,256法人、野菜641法人、果樹383法人等が多い。

4 農林漁業団体職員共済組合

農協、漁協等の農林漁業団体に勤務する役職員を対象とした農林年金制度は、平成14年4月の厚生年金との統合により、職域年金相当部分のみを支給するため経過的に存続することとなっている。（平成28年度末年金受給権者118,047人）

第8節 農業災害補償制度

1 概 要

農業災害補償制度は、家畜保険法（昭和4年法律第19号）と農業保険法（昭和13年法律第68号）を統合整備し、昭和22年12月15日法律第185号をもって制定された農業災害補償法に基づくもので、農業者が不慮の事故によって受けることのある損失を補填し農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的としている。

共済事業の種類は、国が再保険を行うものとして、農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済があり、国が再保険を行わないものとして任意共済がある。

共済事業の種類及び共済目的（対象となる作物等）は、表11のとおりである。

事業の実施体制は、農業共済組合又は共済事業を行う市町村（以下「組合等」という。）が元受けを行い、組合等の負う共済責任の一部を都道府県の区域ごとに設立されている農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）の保険に付し、更に、その保険責任の一部を国の再保険に付すという3段階制によって構成されている（地域の意向を踏まえ、都道府県の区域の組合と国との2段階制による事業実施も可能。）。

また、連合会及び組合等（以下「農業共済団体等」という。）の保険事業及び共済事業の健全な運営を図るため、独立行政法人農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務により、農業共済団体等に対し、共済金及び保険金の支払財源が不足する場合に融資を行っている。

表11 共済事業の種類及び共済目的

共済事業の種類	共済目的 (対象となる作物等)
農作物共済	水稲、陸稲、麦
家畜共済	牛、馬、豚
果樹共済	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル
畑作物共済	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭
園芸施設共済	特定園芸施設、附帯施設、施設内農作物
任意共済	建物、農機具その他上記以外の農作物等

- 注1：農作物共済及び家畜共済は、原則としてその実施が義務付けられている。他の共済事業は、地域の実態に応じて実施する。
- 注2：果樹共済には、果実の損害を対象とする収穫共済と樹体の損害を対象とする樹体共済とがある。
- 注3：指定かんきつとは、はっさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ぶたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、愛媛果試第28号及び甘平を総称したものである。
- 注4：特定園芸施設とは、施設園芸用施設のうちその内部で農作物を栽培するためのプラスチックハウス及びガラス室並びに施設園芸用施設のうち気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するためのプラスチックハウス及びプラスチックハウスに類する構造の施設（雨よけ施設等）をいう。また、附帯施設及び施設内農作物は、特定園芸施設と併せて加入することができる。
- 注5：任意共済は、農業共済組合及び農業共済組合連合会が自主的に行う事業であり、国の再保険、共済掛金庫負担等の助成措置は行われていない。また、任意共済の共済目的として実施しているものは、建物と農機具のみである。

2 制度の運営

(1) 平成28年度における被害の発生状況及び被害に対して講じた処置

平成28年度は、4月の熊本地震、8月に相次いで上陸した台風第10号、11号及び9号、冬期の降雪等により農作物等に被害が発生した。

被害の発生に対する主な対応としては、損害防止対策や事後対策の実施について組合員等への周知を図るとともに、遺漏なき被害申告、迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金の早期支払体制を確立するよう通知を发出し、農業共済団体等を指導した。

(2) 農漁業保険審査会

農漁業保険審査会（会長 出口正義）は、農業災害補償法第144条の規定に基づき設置されており、農業災害補償法、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）及び漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）により、当該審査会の権限に属させた事項を処理する。

農漁業保険審査会には、農業共済再保険部会、漁船再保険部会及び漁業共済保険部会の3部会が置かれており、それぞれの保険等について、政府を相手として提起する訴えに関して審査を行う。

(3) 家畜共済の料率の一般改定

料率改定期に当たる家畜共済の共済掛金標準率の算定方式について、農林水産大臣が食料・農業・農村政策審議会（農業共済部会）に諮問したところ、諮問し

た算定方式を適当と認める旨の答申がなされた。

これを受け、平成29年2月24日付け農林水産省告示第288号をもって共済掛金標準率が告示され、平成29年4月1日以後に共済掛金期間の開始する家畜共済の共済関係から適用することとされた。

(4) 収入保険制度の導入

現行の農業災害補償制度は、自然災害による収量減少が対象であり、価格低下等は対象外、対象品目が限定的で、農業経営全体をカバーしていないという課題があることから、自由な経営判断に基づき経営の発展に取り組む農業経営者のセーフティネットとして、品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て総合的に対応し得る収入保険制度を導入することとし、平成29年3月に「農業災害補償法の一部を改正する法律案」を国会に提出した。

3 農業共済団体等の組織の現状及び運営指導等

(1) 農業共済団体等の組織の現状

農業共済事業の効率的・安定的運営を図るとともに、事業運営基盤の充実強化を目的として、昭和45年度から4次にわたり組合等の広域合併を行ってきており、平成22年11月からは1県1組合化を推進している。

この結果、平成28年4月1日現在で組合等数は178（うち組合129、共済事業を行う市町村49）で、このうち23都府県（岩手県、宮城県、福島県、群馬県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、愛知県、滋賀県、京都府、鳥取県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、熊本県、大分県及び沖縄県）が1県1組合に移行している。

(2) 運営指導

平成28年4月18日に都道府県主管課長及び連合会等参事を集め、28年度における農業共済事業の運営方針等について説明し、組合等に対する指導及び農業共済事業の適正・円滑な実施について指示した。

そのほか、都道府県及び連合会等の担当者を集めた会議や種々の研修会を開催し、事業の適正運営に関する指導や研修を実施した

(3) 団体等への助成

農業災害補償法に基づく共済事業及び保険事業の基幹的な事務を行うのに要する人件費、庁費などの経費を、農業共済事業事務費負担金として負担している。平成28年度における交付実績は、全都道府県24連合会129組合で、農業共済事業事務費負担金380億2,515万円となっている。

なお、共済事業を行う市町村の共済事業に要する事務経費については、地方交付税として措置されている。

4 事業の実績（任意共済事業を除く）

(1) 農業共済への加入状況

平成28年産（度）の各事業を通じての延加入数は1,804千戸であり、総共済金額は2兆7,778億円となっている。

(2) 共済掛金の国庫負担等

共済掛金は合計で1,020億円であり、このうち国庫負担は503億円、農家負担は518億円、平均国庫負担割合は50%となっている。共済掛金国庫負担割合は、農作物共済における麦については2段階の超過累進制（基準共済掛金率3%を境に50%と55%）をとっており、その他は定率で、畑作物は55%（蚕繭は50%）、豚40%、その他の作目（水稻、果樹等）については50%と定められている。

(3) 共済金の支払状況

平成28年産（度）において、農家に支払った共済金は合計で1,035億円（平成29年10月末現在）であった。

(4) 食料安定供給特別会計 農業共済再保険勘定

この勘定は、国の行う農業共済再保険事業等を経理するためのものである。

平成28年度の農業共済再保険勘定における収支（計数は単位未満切捨てによる。）は、収入662億7,122万円、支出562億6,253万円、差引100億869万円の剰余となるが、未経過再保険料等に相当する額154億9,367万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると54億8,498万円の不足となる。

その不足金は積立金から補足することとして、決算を終了した。

(5) 独立行政法人農林漁業信用基金（農業災害補償関係業務）の事業実績

農業共済事業に係る共済金及び保険金の支払に必要な経営局な資金として、平成28年度に独立行政法人農林漁業信用基金が農業共済団体等へ貸し付けた実績は、1件で5億円である。